

短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十七号

短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成三十一年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（給与からの控除） 第十一条 短時間勤務会計年度任用職員の給与の支給に際しては、その給与から次の各号に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。</p> <ul style="list-style-type: none">一 県公舎の使用料二 地方職員共済組合広島県支部又は警察共済組合広島県支部の定額積立貯金の積立金三 地方職員共済組合広島県支部又は一般財団法人広島県警察職員互助会の団体取扱いに係る生命保険の保険料	<p>（給与からの控除） 第十一条 短時間勤務会計年度任用職員の給与の支給に際しては、その給与から県公舎の使用料に相当する額を控除することができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。